

段階的登校強制法による登校拒否の早期対応

Gradual Forced Attendance Techniques in the Early Treatment of School Refusal

(1991年4月3日受理)

園山 繁樹
Shigeki Sonoyama

Key words: 登校拒否 school refusal, 段階的登校強制法 gradual forced attendance techniques, 行動療法 behavior therapy

Abstract

The purpose of this paper is to investigate the efficacy of gradual forced attendance techniques (GFAT) in treating school refusal. A case is reported of a nine-year-old school refusal girl successfully treated with GFAT. Some of the factors affecting its efficacy are discussed.

I はじめに

登校拒否が一つの問題行動として初めて文献に登場してから早60年が過ぎようとしている。1932年、Broadwin³⁾は非行型の怠学 (truancy) や家庭の事情による不登校とは異なり、登校に強い不安を伴うことにより欠席する児童がいることを初めて報告した。その後、Johnson ら⁷⁾はこれら登校を拒否する児童の症状を学校恐怖症 (school phobia) と名づけ、主に母子関係の障害によって生ずるものと説明した。わが国においても、心理的な原因によって登校できない子ども達の問題は昭和30年代頃より気づかれ、また登校できないという現象自体の様相が徐々に変化してきていることが指摘されている²¹⁾。そして、学校恐怖症という用語は恐怖症という神経症的な心理機制のために登校できないという狭い概念を意味しており、現在では恐怖症に限らず何らかの心理的な原因によって登校できないという意味でより広い概念である登校拒否 (school refusal) という用語が使われることが多くなっている¹⁾²⁾。

さて、昨年度の文部省による学校基本調査では、全国で約4万7千人の小中学生が学校ぎらいを理由に年間50日以上欠席をしていることが明らかになった。これは1年間で約5千人の増加を示しており、まさに社会問題としての登校拒否は未だ止まるところを知らず増え続けているのである。勿論、このように肥大化した登校拒否問題に対してケースワークや心理臨床に携わる者が手をこまねいていたわけではなく、基礎となる学派を問わず幾多のアプローチが提唱され試みられてきた。登校拒否をどのように考えるか³⁾、登校拒否の発生要因と維持要因をどう考えるかによって、当然のことながらその治療的ア

アプローチも異なったものとなる。

現在行われている治療的アプローチは、方法論上、「登校を強制してはならない」とするアプローチと「積極的に登校を働きかける」アプローチとに大きく二分されるように思われる。「登校を強制してはならない」アプローチとしては平井の「まかせる教育」法が代表的である。平井⁴⁵⁾は、両親の誤った子育てのために子どもの自我が十分に発達しなかったことによって登校拒否が生じると考え、自我の発達の援助を治療の中心に据え、自我（自主性）が発達すれば自ずと登校拒否も解消すると考えている。ここでは、自我の弱い登校拒否児に登校を働きかけることはするべきことではなく、まずカウンセリングによって子どもの自主性を育てる親のかかわりを変えていくことが先決問題となる。また、問題たるは親ではなく学校であるという考え方もある。例えば、渡辺²³⁾²⁴⁾は、登校拒否における不登校はそれ自体は病的な状態ではなく、受験体制によって歪曲された学校教育に対する子どもの自己防衛の主張であると考える。そして、親子が持つ学校への執着を除去し、子どもの能力にあった創造的自己の実現ができるように援助し、加えて学校教育を含めた社会の変革を図るのがこのアプローチである。このような「登校を強制してはならない」アプローチは、現在一般の人々が抱えている登校拒否への対応策であるように思われるし、確かに登校拒否の本質の一面をついている。しかしながら、実際の臨床経験においては、自我がいくら未熟であっても、また受験体制にある学校であっても、ケースによってはできるだけ早期に登校を積極的に働きかけた方がよいものも少なからずある。もし、そのようなケースに対してさえも登校を強制してはならないアプローチを適用するならば、いたずらに登校拒否の状態を長引かせることになるのではないかと筆者は危惧する。

一方、「登校を積極的に働きかける」アプローチでは、治療の第1目標を本人の自我の発達や学校の改変ではなくあくまでも本人が登校できることにおき、登校が可能になるよう様々な方法を適用する。こうした積極的に登校を促す方法は何も目新しいものではなく、従来より親などにより行われてきたことである。しかし、誰でもが考えつくこの積極的なアプローチは、また反面失敗に終わり子どもの状態を一層悪くすることもしばしばあり、畢意登校を強制してはならないアプローチに落ち着くこともよく耳にする。筆者は登校拒否を長引かせないためにも、このような登校を積極的に働きかけるアプローチを、登校拒否への一つの対応策として明確に位置づける必要性を強く感じている。積極的なアプローチが失敗に終わるのは、ただ闇雲に登校を強制し、子どもが頑として登校しないことに親や療養者が負けてしまう場合である。積極的に登校を働きかけるアプローチが功を奏するためには、その方法が理論的な裏づけを持ち、しかも必ずしも経過が順調に進まないときの対策も明確化されたものでなければならない。このような要請に応えるものとして、筆者は従来より行動療法の一技法として行われてきた「登校強制法」を段階的に行うことを推奨する⁴⁾。本稿においては、「段階的登校強制法」について、適用事例を提示すると共に、その有効性を左右する要因について検討する。

II 段階的登校強制法とは

段階的登校強制法は、①強制的に登校させること、②それを段階的に行うという2つの要素からなる。

登校を拒否する子どもを断固として強制的に登校させるという登校強制法自体は、行動療法家ばかりでなく、危機介入理論の立場²⁶⁾や洞察的技法の一部¹⁹⁾としても適用されている。しかし、最もよく使われているのは行動療法の一技法としてであり、また登校拒否の発症機制と技法の理論的な説明が明解にな

されているのも行動療法としての登校強制法であるように思われる。

一般に、行動療法の立場では登校拒否をより現象的にとらえ、学校場面からの回避という一つの「回避行動」と考える。すなわち、学校状況での嫌悪的な事柄を避けて、安心できる家庭状況に引きこもるのである¹⁶⁾。また、登校拒否の発症にかかわる要因として、①安全な逃げ場所として家庭に過剰に依存させる分離不安、②学校での快適な経験の不足や実際に不安を喚起する体験、③学校での心的外傷体験などが挙げられている²⁷⁾。そして、治療方針としては、a) 家庭状況に回避行動を許している要因を探し、家庭に容易に逃げ込むような状況を作らず、むしろ積極的に回避行動を阻止する方策を図る、b) 再登校に際しては登校への不安を軽減し、登校への習慣を形成するような行動療法の技法を用いる、c) 回避させている要因を学級状況に探し、登校しやすいように学級状況を変えるという方法がとられることが多い¹⁷⁾。このように、登校拒否を学校場面からの回避行動ととらえるとき、その回避行動を阻止する方法の一つとして、登校強制法は効力を発する。理論的に説明すれば、登校強制法は基本的には回避反応の消去手続きであり、行動療法としてはフラッディング(flooding)に該当する。すなわち、回避反応(「学校へ行かない!」と訴えたり、暴れたり、心気的な訴えをすること)や逃避反応の弁別刺激(学校場面)に本人を曝し、弁別刺激に対して逃避反応が生じることを阻止することによって、弁別刺激に対する回避反応を消去するのである¹²⁾。

この登校強制法を適用する際に一般に勧められるのは、登校拒否発症後できるだけ早期に適用することである²⁸⁾¹⁷⁾。すなわち、登校拒否が長引くことによって親子関係が複雑化することを防ぎ、家庭による二次的利得を解消し、学習の遅れなど再登校の障壁となるものを防ぐのである。

さらに、筆者は、登校強制法を適用する際に、それを段階的に進める「段階的登校強制法」の方がより失敗が少ないと考えている。というのは、あまりに性急に登校を強制する場合、本人の納得が十分得られていないときは子どもの反抗が大きくなりやすく、親や療法者が対処しきれない状況もでてくるからである²⁵⁾。特に、登校拒否の期間が長い場合、学習の遅れや現在の学級状況の情報不足などから登校への不安がきわめて高くなっていることも多い。また、両親も頑として登校させるのだという自覚が十分にできていないときには子どもの反抗にたじろいでしまい、結局家を出ることができないこともよくある。これらの問題を解決するためには、強制登校の前段階として子どもや親、学校の状況のある程度を整え、強制的に登校を促してもよいように地盤を固めることが賢明の策である。具体的には、学習指導、親指導、学校へのお願いなどを行い地盤固めをする。さらに、強制登校の際にも親や療法者が付き添う期間を徐々に減らす一方で、逆に学校にいる時間を徐々に長くするというように、子どもの状況を十分勘案した方略も必要である⁹⁾¹⁰⁾¹⁴⁾¹⁸⁾。

III 適用事例

以下で、筆者が経験した登校拒否児の指導例を提示し、段階的登校強制法の実際を明らかにする²⁶⁾。

1. 本人 女子 9歳 小学校3年
2. 家族構成 父(公務員)、母(主婦)、兄(小5)、妹(幼稚園年長)、本児。
3. 発症の経過 3年進級時に近県より地方都市にある現籍校へ転校してきた。前籍校では登校を渋ることは全くなかった。本学級は2年時と同編成であった。本児だけが転校してきたために当番のやり方がわからないなど、1学期当初より学校での緊張が高かった。授業中の発言は少なく、休憩時間に自由

に遊ぶことも当初は少なかったが、勉強は熱心にやっていた。転校当初から登校を渋ることはあったが、その際には母親が付き添って登校した。5月、6月には家で鼻血を出すことが多く、6月は週に2日間くらい休んだ。しかし、7月はほとんど休まずに登校した。9月の始業日には、「行きたくない!」と渋ったが、3時限目に母親が送って行った。2学期の第1週は拒否により登校できなかったのは結局1日のみであったが、第2週は月曜日から木曜日まで登校を拒否し、金曜日は泣きながら母親に付き添われて登校した。土曜日には担任が迎えにきたがすぐには登校せず、後から兄と一緒に登校した。第3週の火曜日には父親が強制的に連れて行った。しかし、翌水曜日でも登校を拒否し、両親はもう親の力だけでは無理だと判断し、本児をそのまま家庭に置き、この日〔9月17日〕筆者に指導を依頼した。

4. 関連事項 1学期は近所の女子2人が時々遊びにきて仲良く遊んだ。夏休み中は学校のプールにも行かず、クラスの子ども達と遊ぶことはなかった。前籍校ではいつでも遊べる友達があり、毎日7人くらいで夕方まで遊んでいた。小さい頃から他の兄妹と比べ両親に対して甘え方が下手で、悲しかったこともあまり話さなかった。一方ではしっかりしたところがあり、前籍校ではいわゆる「いい子」で、成績も上位であった。現籍校でも特にいじめられることもなく、担任に対しても悪感情は持っていなかった(但し、「前の学校の友達のことばかり考えていると、友達ができないよ」と担任に言われたことを気にしていた)。

5. 指導方針 本児の登校拒否は転校が直接の引き金になっていた。学校ではいじめなど特別な心的外傷体験となるような出来事は見あたらない。しかし、友達がいなくなったこと、前籍校と勝手が違い当番のやり方もわからないなど転校後の学校生活は快適なものではなかった。そこで、本児にとってより快適な場である家庭へと回避を始めたと考えられる。本児にとって学校は不快な場であっても、一般的に見れば極端に嫌悪的な場にはなっていないと思われた。また、本児自身も、前籍校の様子から、学校生活に必要な社会的技能はかなり習得していると考えられた。そこで、以下の4点を原則として、段階的登校強制法を適用した。

- ①筆者が週1回家庭教師としてかわり、学習指導^{※7)}をすると共に、再登校の態勢と道筋を作る。
- ②再登校は段階的に進める。すなわち、母親が登校に付き添う距離を徐々に短縮すると共に、出席時限数を徐々に増やす。そのスケジュールは、1週間毎に筆者と本児が話し合って決める^{※8)}。また、その遂行に当たっては、本児が拒否した場合でも強制的に遂行させる。
- ③家庭において両親は本児の不登校について何も言わない^{※9)}。また、再登校のスケジュールは両親も厳守し、それ以上の要求を本児にしない。
- ④担任に協力を要請し、学級での配慮をお願いする(随時、母親を通して手紙や電話で依頼)。

6. 指導と経過 指導経過(再登校過程)の概要は図1に示した。

〔9月18日(木)〕 7時15分、自ら起床。他児より誘いの電話があったが、部屋でグズグズする。そこで、父親が、「○○ちゃんが学校に行きたがらないことについて、お父さん、お母さんがよく考えてみるからね。その間には行きたい時には行って、行きたくなかったら行かなくてもよい。」と宣言する^{※10)}。その後は、自主的に手伝いをしたり、放課後は兄の友人と遊んだ。

〔9月19日(金)〕 7時20分、本児は布団に入ったまま起きてこないで、父親が強制的に布団を上げる。グズグズしていたので、再度前日の宣言をする。そうすると本児はホッとして着替えを始めた。

〔9月20日(土)〕 7時20分、父親が布団を上げる。祖母が来ていたが何ら引け目はない様子。母親が「今日は半日だから行ってみたら。」とつい口に出してしまう。

[9月22日(月)] 金曜日より筆者が家庭教師をすることを父親が本児に伝える。本児は特にいやそうな反応を示さず、また特に嬉しそうでもなかった。日々落ち着いて生活。

[9月26日(金)] 第1回家庭教師。特にいやがることもなく、かえって熱心に1時間ほど勉強した。終了時に、「28日の運動会が終わってから、登校をどうするか、お父さん、お母さん、先生(筆者)で考えるからね。」と本児に話したが、いやそうでもなく特に反応を示さなかった。

[10月3日(金)] 第2回家庭教師。「小学生は誰も学校に行かなければならない」ことを説明し、明日の1時限目のみ出席することを納得させた。そして、7時10分に筆者が訪問すること、自分で起きられないときは、両親に起こしてもらうことを伝えた。

[10月4日(土)] 朝訪問。再登校開始。7時に母親が強制的に布団を上げるが、起きたまま泣いている。7時15分、両親が手を取り着替えさせる(この際、両親はつい怒鳴ったりお尻を叩いたりした。そこで、本児が登校した後、「お尻をたたいたり怒鳴ったりはするのはやめ、あくまでも登校を(必要なら強制的にでも)手伝うこと、また本児が登校の準備を始めたらせかさないで見守ることが大切である。」ことを助言した)^{#11)}。泣きながらも自ら登校の準備をする。7時50分、母親が付き添って登校する^{#12)}。家の玄関を出た途端泣きやむ。学級入室後他児が声をかけてくれる。母親が「待ってようか?」と尋ねたが、本児は「ウン」と断った。1時限目終了後母親が校門まで迎えに行くと、嬉しそうに帰ってきた。夕方から一家で花火見物に出かける。

[10月5日(日)] 第3回家庭教師。登校の週間予定を本児と話し合いながら立案し、両親も確認した。

[10月6日(月)] 朝訪問。母親が起こしに行くときにすでに目覚めており、自発的に着替え、普段通りに朝食をとり、母親と一緒に登校した。玄関を出る前に、午後注射があるというので、母親が「昼までいる?」とつい尋ねてしまうと、本児は「イヤ!」と応える。筆者が「帰宅後お母さんと注射だけ受けに学校へ行く?」と尋ねると本児も納得し、実際に放課後母親と注射を受けに再度登校した。「スケジュールを守ることを親子とも第1にし、本児が言い出さない限り延長を促さない。帰宅後も『ご苦労様』以外学校の事を聞き出さない。今週が勝負時なので細心の注意をする。」ことを助言した。

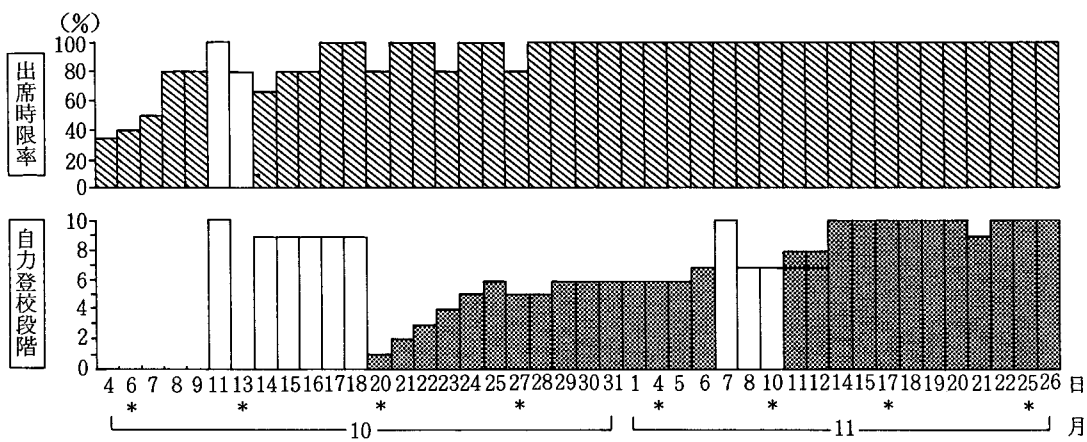
[10月11日(土)]^{#13)} グズグズしているので、母親が「お兄ちゃんで行ったら?」とついスケジュールにないことを言うてしまう。本児は「イヤ!」と応え、母親が「じゃあ、1人で行ったら?」と言うと「(土曜日は)班下校だからイヤ!」と応えた。結局母親が引っ張って登校させようとしたが、途中で座り込み、登校を断念した。

[10月12日(日)] 第4回家庭教師。週間予定を決定(土曜日の下校は母親が迎えに行き、他の日は1人で下校する)。

[10月13日(月)] 途中で座り込み、一端帰宅後車に乗せて連れて行こうとしたが、カギを開けて降りてしまい、結局断念した。その結果、急きょ「登校は母親が校門まで送る」ように週間予定を変更した。

[10月14日(火)]^{#13)} 筆者が所用のため代わって補助者が朝訪問。母親と補助者が付き添って登校。校門前からグズリ始め、昇降口で座り込んだので、心配して後から追ってきた父親と一緒に教室の前まで連れて行った。しばらくは泣き叫んでいたが、間もなく担任が来たので後のことをお願いした。(その後、担任は学級で本児のことを取り上げ、「〇〇ちゃんを応援するもの?!」と問いかけ、それに対し級友全員が拳手したとのことであった)。帰宅後は機嫌よく、「明日は絶対に行く」と母親と指切りした。

[10月15日(水)] 朝訪問。6時に自ら起床し、犬の散歩をする。母親が付き添って登校。帰宅後、「今



特 記 事 項	<p>強い指示で起床・着替え。 強制的に覚醒・着替え。 Th朝訪問。午後注射のため再登校。</p> <p>強制的に覚醒・着替え。 自発的に覚醒・着替え。 Th朝訪問。花火見物。</p> <p>自発的に覚醒・着替え。 強制的に覚醒・着替え。 Th朝訪問。</p> <p>自発的に覚醒・着替え。 強制的に覚醒・着替え。 Th朝訪問。</p> <p>週間予定変更。昇降口でストッ 登校途中で座り込み、帰宅。 強制的に覚醒・着替え。 自発的に覚醒・着替え。 登校途中で座り込み、帰宅。</p> <p>校門より一人で入る。Th朝訪問。 以後、給食を食べる。 犬の散歩。 Th朝訪問。</p> <p>Th朝訪問。 両親Thで強制的に教室へ。 車登校できず。</p> <p>午後より注射を受けに再登校。</p>	<p>グズグズ家を出るのが遅く、Mと徒歩で登校。 グズグズ家を出るのが遅く、車で登校。 肩痛を訴え、車で登校。 自発的に段階8に変更。 班の児童が迎えにくる。 Th朝訪問。初めて班下校。</p> <p>班の集合場所へ行く。班下校。 班の集合場所へ間に合わず、単独登校。</p>
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・出席時限率：(出席した時限数/当該日の時限数)×100
- ・自力登校段階：自宅から学校までを10地点に区分。0：全道程母親同伴登校、1：学校から50mの地点まで母親同伴登校→9：自宅より単独登校、10：班登校
- ・□：週間予定のうち未達成分
- ・*：週の第1登校日
- ・Th：療法者(筆者)

図1 再登校過程

日は気分が悪かった」と言うが、母親は「でも行けてよかったね」と受け流す。

[11月2日(日)] 第5回家庭教師。次週から班登校ができるよう、起床時間を早めるよう伝える。

[11月9日(日)] 第6回家庭教師。金曜日から班登校の予定とする。

[11月14日(金)] 朝訪問。班の児童が迎えにくる。スムーズに班登校した。

[11月15日(土)] 朝訪問。初めて班下校した。

[11月16日(日)] 第7回家庭教師。週に4日は班の集合場所まで出向くよう伝える(偶然にも、金曜日(11月21日)に、登校班長が「これからは7時42分迄に来なければ出発する」と本児に伝えた)。

[11月22日(土)] 班の集合場所まで行く。以来、班での登下校が可能となる。

[11月23日(日)] 第8回家庭教師。「今週全部普通に登校したら、家庭教師は次回で終わりにする。」ことを確認。

[11月30日(日)] 終結。

[フォローアップ] 中学2年の現在まで年に1回くらい電話で様子を確認した。4年になってクラスが替わったが元気に登校した。また、自宅にも友達を2, 3人誘ってくるなど積極的な面もみられ、以後小学校卒業まで特記事項はなかった。中学校入学後も順調であったが、10月より約1カ月間ほど担任と合わないことを理由に登校を渋ることがあったが、両親は本児の話を十分聞くと共に、登校を積極的に促すことにより渋りは解消した。以後順調のようである。

IV 有効性に影響を及ぼす諸要因

本事例においては、幸いにも「段階的登校強制法」は成功した。その際、ただ単に登校を強制すればよいというものではなく、指導経過の各所に注として記したようにいろいろな手続き上の配慮が必要であった。最後に、段階的登校強制法の有効性に影響を及ぼす諸要因のいくつかについて、本事例や他の研究⁹⁾¹⁰⁾¹⁶⁾¹⁷⁾²²⁾をもとに主に理論的な観点から考察したい。

1. 段階的登校強制法の手続きに関する要因

a) 断固として登校させられるか

前述のように、段階的登校強制法の中心となる強制登校はフラッディングに該当する。フラッディングが成功するための基本条件は、回避反応の弁別刺激に本人をある時間曝すことができることである。曝す前に回避反応を許してしまったり、わずかの時間曝しただけで容易に逃避反応を許してしまっただけではフラッディングは成功せず、回避反応を消去することはできない¹²⁾。すなわち、学校という回避反応の弁別刺激に本人を曝すことができるか、つまり本人を学校に連れて行くことができるかどうか、本法が成功するか失敗するかの一歩の鍵となる。登校に付き添う人(本事例では主に母親)が子どもの抵抗という回避反応に臆することなく、断固として学校に連れて行かなければならない。そのためには、「絶対に連れて行くのだ」という相当の覚悟と心構えが必要である。この覚悟がなければ失敗する。また、療法者は常に両親を励まし強めなければならない。療法者の援助がなければ、親だけではとても連れて行けるものではない。

b) 再登校のステップは適当か

フラッディングでは最初から本人が耐えきれないほど強い弁別刺激に曝すのは禁物である¹²⁾。あまりに強すぎると本人の登校意欲を失わせることになる。その点本事例においては、再登校を進める際に、

自宅から学校までの道のりを10地点に区切り、自宅から全部の道のりを母親が付き添う段階から全道程を班登校するまでの11段階に分けてスケジュールを立てた。また、学校にいる時間も徐々に延長し、本人に耐えられる範囲で進めた。しかも、スケジュールを決める際には本人の意見も確認し、本人自身の意志決定をある程度尊重した。強制登校自体は本人にとって決して楽しい経験ではない。こうした経験がもし押し付けられただけのものであれば、抵抗は一層強まるであろうし、自らの意志が関与していれば苦しくとも乗り越えようとする意欲も生まれるのではないだろうか。

c) 地盤を固められるか

強制登校の前段階としての地盤固めも重要である。本事例では幸い学習指導と親指導のみで十分であった。他の事例では体力作りとか日常生活の立て直しが必要になることもある。こうした地盤固めが不十分なままに強制登校を強行するならば成功する確率は低下するであろう。

2. 手続き以外の要因

上記の手続きが完遂されても、さらに以下のような要因が段階的登校強制法の成功、ひいてはその適用の可否を決定するように思われる。

d) 学校状況があまりにも嫌悪的過ぎないか

もし、学校で本人がひどくいじめられているとか、教師から体罰を受けているというような心的外傷体験に相当するような出来事が確認され将来にもその恐れがある場合、そうした状況が改善されないうちは本法の適用は控えるべきであろう。本人が不安を克服して登校しても、もしいじめや体罰を受ければ、再度逃避反応の条件づけが行われることになり、学校場面は以前にも倍加して嫌悪刺激となってしまふからである。この場合、療法者としてまず取り組むべきは学校へのコンサルテーションである。

e) 親や教師の協力が得られるか

段階的登校強制法の適用に当たっては、本事例に明らかなように、親の多大なエネルギーが必要とされる。特に強制登校の際の子どもの抵抗に対処するには相当の覚悟がいる。もし、親の協力が不十分であれば、最も重要な断固として登校を強制させる手続きが完遂できない。また、学校の中での本児への配慮は担任にしかできない。不安を克服して再登校してきた子どもへの共感的態度が教師に求められる。そして、学校での体験が快適なものになるような配慮は、登校が継続するための一つの鍵である。

f) 本人の心身の状態はフラッディングに耐えられるか

本事例は身体的に健康であり、他に持病や顕著な神経症などはなく、フラッディングに十分耐えることができる判断された。しかし、身体的に虚弱であったり、他に顕著な病気がある場合には、本人にも多大なエネルギーを要する本法の適用はまず控え、先にそれらの状態の改善を図る必要がある。

発症要因や不登校の期間、再発回数などの違いによって、登校拒否にはいくつかのタイプがあることが指摘されている¹³⁾¹⁴⁾。登校を拒否しているという状態は同じであっても、子ども一人一人はまたとない独自の存在である。我々療法者は、段階的登校強制法に限らず、その子ども独自の諸要因を十分検討した上で技法を選択し、その技法を当該児用にアレンジして適用しなければならない。

[注]

注1) 登校拒否は一般に次のように定義される²⁰⁾。①登校を拒否することが少なくとも主訴の主要な一部として出ていること。②身体的障害、疾病、精神遅滞などによるとみられるものは除外される。③精神分裂病も

除外される。④非行集団，あるいは経済的理由による長期欠席でないこと。⑤学校から登校を拒否されている子どもでないこと。

注2) わが国では登校拒否や，さらにもっと広い概念としての不登校が用語として使われることが多いが，欧米では学校恐怖症と登校拒否があまり区別されずに使われている¹⁵⁾。

注3) 新聞紙上においても，1988年9月16日付けの朝日新聞夕刊で，登校拒否は早期に完治しない場合30歳代までも長引くという，筑波大学稲村助教授の調査研究に関連した記事が大きな反響を呼び，その後の紙上を賑わせたのは記憶に新しい（その経緯は稲村と小泉の対話⁶⁾に詳しい）。

注4) 行動療法は，「不適応な習慣を克服するために，実験的に確証された学習の原理とパラダイムを用いること」と定義される²⁵⁾。行動療法には基盤となる学習理論により様々なものがあり，登校拒否に対する技法も登校強制法だけではなく脱感作法や主張反応法などいくつかの方法が考案されているが，それらについては他書¹⁾を参照されたい。

注5) 実際，登校を強制されたときの子どもの反抗は思いがけないほど強いことがあり，わめき散らしたり暴力を振るうことは稀ではない。9歳のある女子は包丁を持ち出して「死んでやる！」と父親にくっつかかったり，学校へ連れて行かれる車の中で嘔吐した¹¹⁾。

注6) 本事例の記載においてはプライバシーに関する部分についてカムフラージュを施した。尚，本事例の発表をご承諾戴いたご両親に感謝致します。

注7) この学習指導は単に教科学習の補強という意味だけではなく，本児とのレポート作りをも目的としている。したがって，厳しく教えるというよりも楽しく勉強できるよう配慮した。

注8) 筆者が一応の下案を作り，本児がそれに対して意見を述べ調整することによって，スケジュールに無理がないよう配慮した。このことは，本人にもスケジュール作成に関与したという自覚を持たせる働きをしたのではないかと考える。立案後は両親にも同席してもらい確認した。

注9) 子どもが再登校を始めた頃，両親は概して学校のことを根ほり葉ほり聞き出そうとする。こうした問いかけは，不安を克服して再登校に努力している本人の気持ちに共感しようとしめない態度の表れであり，往々にして「うるさい！」といった子どもの拒否反応を呼び起こす元となる。

注10) インテーク当時[9月17日]，本児の登校拒否を前に両親は狼狽しており，本児自身も両親からの圧迫を感じている状態であった。そこで，本児が苦手とする運動会迄は家にいることを認め，その間に段階的登校強制法について本児と両親の心構えを作ることが大切であると筆者と両親が確認した。そして，翌日の起床時にこの宣言を行うよう決めた。この宣言には，本児の重荷を両親が分かち合い，再登校に必要な道も両親が共に考えてくれるというメッセージが含まれている。

注11) この助言によってお尻を叩くことを控えてもらったのは，子どもはしてはならないことをしたのではなく，すべきことができない状態にあるからである。ここで必要なことは，強制的にはあってもできるような手伝えることである。

注12) 再登校に際しては母親がかなりの期間付き添って登校した。このことも，本児の重荷を軽くし，不安を軽減させる役割を果たしたと考えられる。

注13) 10月11日の班下校及び10月14日からの1人での登校を計画したことは時期早尚であった。

引用文献

- 1) 上里一郎編 (1985) : 「行動療法ケース研究 2 - 登校拒否 -」, 岩崎学術出版社.
- 2) Blagg, N.R. and Yule, W. (1984) : The behavioral treatment of school refusal: A comparative study. *Behavior Research and Therapy*, 22, 119-127.
- 3) Broadwin, I.T. (1932) : A contribution to study of truancy. *American Journal of Orthopsychiatry*, 2, 253-259.
- 4) 平井信義 (1968) : 思春期における登校拒否症. *小児の精神と神経*, 8, 117-125.
- 5) 平井信義 (1981) : 登校拒否と精神衛生. *小児の精神と神経*, 21, 197-201.
- 6) 稲村博・小泉英二 (1989) : 対談「登校拒否」へのかかわりの当面する課題. *月刊学校教育相談*, 1989年1月号, 6-17.
- 7) Johnson, A.M., Falstein, E.I., Suzurek, S.A. and Svendsen, M. (1941) : School phobia. *American Journal of Orthopsychiatry*, 11, 702-711.
- 8) Kennedy, W.A. (1965) : School phobia: Rapid treatment of fifty case. *Journal of Abnormal Psychology*, 70, 285-289.
- 9) 小林重雄 (1980) : 登校拒否症について. *行動療法研究*, 5, 44-49.
- 10) 小林重雄・加藤哲文・小野昌彦・大場誠紀 (1988) : 登校拒否治療への積極的アプローチー行動アセスメントとその臨床例への適用ー. *安田生命社会事業団研究助成論文集*, 第24号, No. 2, 61-68.
- 11) Leventhal, T., Weinberger, G., Stander, R.J. and Stearns, R.P. (1967) : Therapeutic strategies with school phobics. *American Journal of Orthopsychiatry*, 37, 64-70.
- 12) Michelson, L. (1985) : Flooding. In Bellack, A.S. and Hersen, M. eds., *Dictionary of Behavior Therapy Techniques*. New York: Pergamon. pp.126-131.
- 13) 三好邦雄 (1990) : 不登校児のタイプ別対処法. *現代のエスプリ*, No.279, 99-107.
- 14) Ollendick, T.H. and Mayer, J.A. (1984) : School phobia. In Turner, S.M. ed., *Behavioral Theories and Treatment of Anxiety*. New York: Plenum. pp.367-411.
- 15) 佐藤修策 (1983) : 登校拒否の海外論文. *サイコロジー*, No.40, 60-63.
- 16) 園田順一 (1982) : 登校拒否の治療としての強制法. *教育医学研究*, 25, 13-18.
- 17) 園田順一 (1983) : 登校拒否へのアプローチー行動療法の立場からー. 内山喜久雄編「登校拒否」. 金剛出版. pp.96-117.
- 18) 園山繁樹・小林重雄 (1987) : 段階的強制法を用いた登校拒否克服の1事例ー弟も拒否を模倣した小4男子ー. *日本行動療法学会第13回大会発表論文集*, 68-69.
- 19) 菅谷克彦 (1965) : 6才の学校恐怖症の1治療例. *児童精神医学とその近接領域*, 6, 105-113.
- 20) 鑓幹八郎 (1963) : 学校恐怖症の研究 (I)ー症状形成にかんする分析的考察ー. *児童精神医学とその近接領域*, 4, 221-235.
- 21) 高木隆郎 (1984) : 登校拒否と現代社会. *児童青年精神医学とその近接領域*, 25, 63-77.
- 22) 東條光彦 (1990) : 積極的に登校を働きかけるー登校強制法の適用例ー. *児童心理*, 44, 8, 115-119.
- 23) 渡辺位 (1976) : 青春期の登校拒否. *臨床精神医学*, 5, 1255-1260.

- 24) 渡辺位 (1983) : 特殊治療技法の試み—病院における治療—. 内山喜久雄編「登校拒否」, 金剛出版, pp.155—170.
- 25) Wolpe, J. (1982) : The Practice of Behavior Therapy, 3rd ed., New York: Pergamon. p. 1.
- 26) 山崎道子 (1970) : 学校恐怖症児に対する早期の働きかけの意義とその方法. 精神衛生研究, 18, 71—86.
- 27) Yates, A. J. (1970) : Behavior Therapy. New York: Wiley. p.125.